

# 箕面市立市民ギャラリーの指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市国際交流協会（以下「乙」という。）は、箕面市立市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民ギャラリ一条例（令和5年箕面市条例第4号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民ギャラリ一条例施行規則（令和5年箕面市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

## 第1章 総 則

### （指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、ギャラリーの管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、市民のギャラリー活用の一層の推進を図ることにあることを確認する。

### （管理の基準）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、ギャラリーが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

### （管理する施設）

第3条 乙が指定管理者として管理を行うギャラリーの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立市民ギャラリー
- (2) 位置 箕面市船場東三丁目7番35号 箕面船場阪大前駅エントランス内
- (3) 施設構造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、地上2階地下3階建
- (4) 施設面積 375.5 m<sup>2</sup>
- (5) 施設内容
  - ・エントランス地下3階  
ギャラリーA、ギャラリーB、ギャラリーC、事務室、貸会議室  
倉庫A、倉庫B、カフェ、アトリウム
  - ・エントランス地下2階  
倉庫C

2 乙は、ギャラリーに関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕、及びこれらに対し発生する費用及びギャラリー運営にかかる光熱水費の支払い等を行うものとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもってギャラリーを管理しなければならない。

(指定期間等)

第4条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和6年（2024年）3月31日までの間ににおいて市が指定するギャラリーオープンの日から令和11年（2029年）3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 業務の範囲

(業務の内容)

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、甲が国庫支出金、府支出金又はその他の団体の支出金の交付を受けるために、委託契約に基づく業務とすることが必要と甲乙が認めた業務を除く。

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
  - (2) 条例第3条第2項第1号及び第2号に規定する業務
  - (3) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力及び協働に関する業務
  - (4) 甲又は甲の関係機関が実施する各種調査、報告に関する業務
  - (5) 災害時の対応に関する業務
  - (6) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年箕面市規則第76号）第2条第1項第2号に規定する公共施設予約システム（以下「システム」という。）の運用に関する業務
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立市民ギャラリー指定管理者募集要項」に定める事項及び乙が箕面市立市民ギャラリー指定管理者の募集にて応募（提案）書類に記載した事項を遵守するものとする。
- 3 前項の業務（以下単に「業務」という。）は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。
- 4 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

(業務の範囲の変更)

第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議しなければならない。
- 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するもの

とする。

- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(自主事業および特別提案の実施)

第7条 乙は、第5条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として收受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならぬ。
- 4 乙が応募時に提案し、甲と乙の協議によりその内容を決定した特別提案の実施にかかる経費は乙が負担するものとする。

### 第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、関係法令等のほか、第21条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第9条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第10条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲または甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

#### (公益通報等の報告)

- 第11条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報することができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条の規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
  - 3 乙は、業務及び自主事業について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
  - 4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。
  - 5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (情報公開、文書の管理等)

- 第12条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にギャラリーの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
  - 3 甲は、対象文書であって甲が保有しないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
  - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
  - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

#### (個人情報等の取扱い)

- 第13条 乙は、別紙「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、ギャラリーの管理に際して知り得た個人情報又は行政情報の適切な管理に務め、漏えい、滅失及び毀損の防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 2 本業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
  - 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律の第176条から第185条までの適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって本業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(労働安全の確保)

第15条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

## 第4章 備品及び修繕

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は備品等を乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第16条第1項の備品とは別にこれを管理するものとする。

(施設等の修繕)

第19条 日常の管理業務で発生する1件あたり10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の軽微な修繕及び工事については、乙の負担において行うものとする。

2 施設の大規模改修（工事、原型を変ずる修繕及び模様替え）は、原則、甲が行う。

3 その他修繕に関して定めのない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(緊急時の対応)

第20条 緊急を要する修繕が発生した場合、乙は速やかに甲に報告し、その対応については、甲の指示に従うものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第21条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 当該年度の事業概要
- (2) 人員配置等履行体制
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画（改修計画）
- (4) 開館時間及び休館日並びに利用料金体系の設定に係る事項
- (5) 自主事業に係る事項
- (6) 収支予算
- (7) その他甲が必要と認める事項に関する事項

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第22条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握とともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2ヶ月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるギャラリーの管理運営業務の実施状況、ギャラリーの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時乙に対して必要な報告を求め、

又は実地に調査することができる。

- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徵収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第24条 甲は、前条の規定による報告の徵収又は実地調査の結果、業務が仕様書等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第26条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示をうけたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更届出)

第25条 乙は、次に掲げる事項その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 法人の定款の記載事項
- (3) 法人の役員
- (4) 法人の登記事項証明書の記載事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第26条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 指定管理料と利用料金等

(指定管理料)

第27条 甲は、業務の実施に係る経費について、これを負担しない。

- 2 やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するもの

とする。

(利用料金)

第28条 甲は、ギャラリーの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金の徴収は、予約システムの運用に従って行う。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第29条 ギャラリーの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定書に定めるもののほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

項目		指定管理者	市
事業の運営資金		○	
業務開始前後の引き継ぎに関する費用		○	
事業 収益 の悪化	計画の見込み違い、運営費の膨張等指定管理者の責めに帰すべきもの 利用料金等各種債権の未収によるもの 物価・金利・需要の変動や公共料金の値上げ等社会経済動向に関連するもの	○ ○ 協議事項	
法令や 条例等 の変更	計画時の経費で対応可能なものの 上記で 対応不可能なものの その他	○ ○ 協議事項	○
施設・ 設備・ 管理物 品 の損傷	管理瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの 自主事業や特別提案により導入したもの 自然災害や経年劣化等その他事情によるもの	○ ○ ○ 上記で対応不可能なもの	○ ○ ○ 協議事項

項目			指定管理者	市
事業の 遅延・ 中止・ 停止	市の事情 によるもの	施設・設備の改修に必要な期間	○	
		上記以外の理由によるもの		○
	指定管理 者によ るもの	管理運営瑕疵がある等指定管理者 の責めに帰すべきもの	○	
		民事再生手続開 始申立等指定管 理者の存続が危 ぶまれる場合	提出	承認・ 不承認権
		破産等指定管理 者の存続不能が 確定した場合	○	
		指定取消等今 後の方針の決 定権		○
		指定取消等の 処分にかかる 損害費用の負 担	○	
	自然災害 等その他 の 事情によ るもの	臨時閉館等一定 期間の事業延 期・中止	応急対応	○
			損害費用の負 担	協議事項
		施設半壊等復旧 の見込みがたた ない期間の事業 中止	応急対応	○
			今後の方針の 決定	協議事項
			損害費用の負 担	なし なし
損害 賠償	施設自体の瑕疵によるもの			○
	管理運営の瑕疵によるもの			○
	自然災害等その他の事情によるもの			協議事項
	損害発生時の応急対応			○

項目			指定管理者	市
周辺地域、利用者対応	クレームや要望	管理運営方法等に起因するもの	○	
		自然災害等その他事情によるもの	○	
		上記で対応不能なもの		協議事項
	事故、事件発生時の対応		○	
	業務上知り得た情報や個人情報の漏えいによる事後措置		○	

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

#### (損害賠償等)

第30条 乙は、ギャラリーの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたとき及びギャラリーの施設、附属設備等を破壊又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項のただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。
- 4 甲及び乙は、甲乙いずれに責めに帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責めにすべき事由がない、利用者又は第三者に関する事故・損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 5 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 6 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

#### (不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

#### (不測事態によって発生した費用負担等)

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

## 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第34条 甲は、乙が第24条に規定する甲による業務改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 本条第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理運営を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、甲がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲

と乙の協議により決定するものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

### (次期指定管理者等への引継ぎ)

第37条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ、施設情報やイベント情報などのホームページ情報等を含めて事務を引き継がなければならない。

### (原状回復義務)

第38条 乙は、指定期間の満了等までに指定開始日を基準としてギャラリーを原状に回復し、甲に対してギャラリーを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はギャラリーの原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対してギャラリーを明け渡すことができるものとする。

### (備品等の扱い)

第39条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第18条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

## 第10章 その他

### (権利、義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

### (苦情等への対応)

第41条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応するものとする。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡

及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により箕面市長への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第42条 乙は、条例第11条第3号、第13条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第43条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

(協定の変更)

第44条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第45条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により定めるものとする。

(協定の効力)

第46条 この協定は、箕面市議会でギャラリーに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第47条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月7日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 上島一彦

乙 箕面市小野原西五丁目2番36号  
公益財団法人箕面市国際交流協会  
理事長 前田一成

## 【別紙】

### 指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用又は使用してはならず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。